

平成18年度 第5回新城市地域情報化計画策定委員会 会議録

- 1 日時 平成18年10月12日(木) 午後5時30分 ~ 午後6時45分
- 2 場所 新城市勤労青少年ホーム 集会室
- 3 出席者 (50音順(市役所職員を除く)・敬称略)
- | | | | |
|--------|-----------------|----------|----------|
| 委員長 | 佐野 真一郎 | | |
| 副委員長 | 小西 祥二 | | |
| 委員 | 大原 意和大 | 小笠原 清 | 河合 敏弘 |
| | 佐野 泰三 | 下江 洋行 | 藤本 忍 |
| | 古瀬 剛 | 鈴木 久雄(市) | 黒田 厚志(市) |
| アドバイザー | (社)日本農村情報システム協会 | | |
| 事務局 | 矢野副部長(事務局長) | 夏目課長 | |
| | 榊原主査 | 松本主査 | |
| | 安藤主任 | 松井主任 | |
- 4 欠席者 委員 夏目 みゆき 池田 定利(市)
- 5 傍聴者 6人
- 6 議題 (1) 情報通信基盤の整備について
(2) 新城市地域情報化計画(案)について
(3) その他
- 7 配布資料 ・前回までの論点整理(情報基盤整備)
・新城市地域情報(放送・通信)基盤整備の選択(抜粋)
・新城市地域情報化計画(案)
・CATV事業の検討課題
・その他参考資料
- 8 会議の経過
- 事務局長 定刻になりましたので、ただ今から第5回新城市地域情報化計画策定委員会を開催いたします。開会に当たりまして、佐野委員長からごあいさつをお願いいたします。
- 委員長 こんにちは。今回、当初予定をしていた第5回目を迎えます。可能であれば、基盤整備についての基本的な方向性というのを、今回で打ち出せればよいかなと思っております。会議に先立ちまして、事務局からは前回までの論点を整理してもらい、追加資料の説明を賜りたいかと思っております。それから一応確認ですが、この委員会は、基本的には情報化の案を作成し市長に提言することを目的としております。それで、皆

さんにおいては、新城市を愛するがゆえに、運用上などに関しましても様々な思いを抱かれていますかと思えます。ただ、今回この委員会の決定というものが、基本的に即事業化になるというわけではなく、あくまでも情報化の方向性についての提言ということでご留意いただければと思います。

それでは、議事に入る前に2点ご了解いただきたいと思います。今回の議事録の認定者として、下江委員と藤本委員にお願いしたいと思います。それから2点目、本日もアドバイザーとして、日本農村情報システム協会の方に出席をお願いしております。

それから、会議に先立ちまして、私が事務局にお願いをしまして、10月8日付けの中日新聞に掲載されておりました記事を配布させていただきました。どういう意図があるかという、どうもテレビとパソコンというのが別々のものである、要は、今の日常生活から延長線上に考えられている、その融合をする最もよい例が、たまたま10月8日の中日新聞に載っていましたので、皆様に配布させていただきました。これによりますと、基本的には今の生活のまま、プラス、情報化も推進されていく、違和感なくネットワーク、情報化にも対応できるような、こういうものがおそらくついてくるだろうということで一応配らせていただきました。

それでは、議事に入りたいと思います。まず、先程申し上げたように、整理として前回までの論点整理について、事務局からお願いします。

事務局長

それでは、私から、ただ今委員長からお話のございました、前回までの情報基盤整備につきまして、若干論点整理をさせていただきます。お手元の、「前回までの論点整理(情報基盤整備)」をご覧ください。

情報基盤整備につきまして、前回までどのような流れかということの説明させていただきます。資料に共通認識ということで3点挙げてございます。まず1点目としまして、条件不利地域における情報格差の是正をめざすということ、この趣旨としましては、計画の策定に当たって、テレビあるいはインターネットとそれぞれ課題はありますが、その個々の課題を解消するというものではなく、現在新城市において地理的な制約により生じている情報格差の是正をめざすもの、情報格差の是正に当たっては、全ての市民の方が等しく情報通信の利便性を享受できるようにというユニバーサルサービス、それから、高齢者なり障害のある方に優しい情報化、バリアフリーサービスという面に配慮する必要があるとしております。2点目ですが、先程も委員長からお話のございましたように、最近盛んに議論がされている放送と通信の融合について、放送系の基盤、あるいは通信系の基盤のいずれかが欠けた場合にあっては、やはり地域の情報化を検討する上で課題を残すという面からも、放送系(テレビ)と通信系(インターネット)の両基盤の対策を講ずることとしております。次に、3点目としまして、放送系と通信系の両基盤の対策を講ずるとした場合、考えられる手法というのが から の3つあります。CATVにより、情報基盤の対策とする、あるいは、それぞれの基盤について、テレビであれば共聴施設の改修、通信につきましてはADSL、 につきましては、ADSLの代わりにFWAというような組み合わせによって情報基盤の対策を講ずる、という手法が考えられます。ただ、前回も説明しましたように、機能面においてCATVが優位になっているというような認識で、()CATV、

()共聴施設の改修+ADSL、()共聴施設の改修+FWAと記載してご
います。CATVにつきましては、建設コスト、運用コストに問題があるということも、共通
認識にあるかと思えます。ただ、そういう中であって、公設民営方式が有効な手段と
して考えられるのかなと、その手法により懸念となっているコストを少しでも削減でき
る手法はどうかということ、ここまでが前回の状況であり、共通認識になるかと思
います。ここで、CATVという言葉について若干説明させていただきます。CATVとい
うのは、通常であれば有線テレビ、要はテレビを見るということですが、基盤整備を考
える場合は、単にテレビを見るという趣旨ではありません。基盤整備の観点から、光
ファイバーを引いて超高速の情報通信網を整備するということ、その情報通信網を
使ってサービスを提供するのがCATVであり、またはインターネットのサービスに提
供するというような趣旨になります。単にCATVというのはテレビを見るためだけ、イ
ンターネットを見るためだけということではなくて、超高速の情報通信網ですので、国
はブロードバンド構想を進めており、様々な活用方法のある基盤であるという視点か
ら、CATVというものを見ていただければと思います。そのCATVの公設民営方式に
関しまして、資料「基盤整備の選択」の62ページをご覧ください。CATV事業者から
の提案ということで、前回のときは2社とお話させていただきましたけれども、その後、
豊橋ケーブルネットワーク、通称「ティーズ」と呼ばれておりますが、公設を前提に参
入の意思表示がありました。豊橋ケーブルネットワークについては、本社は豊橋でご
ざいまして、放送エリアは豊橋市と田原市、今年度は旧渥美町まで拡張しているよう
で、会社の形態としましては、第三セクターです。公共団体としましては、豊橋市と田
原市が出資しています。現時点では、この3社から公設が前提であるものの、事業
展開をしてみたいというような状況でございます。

次に、先程の論点整理の資料に戻っていただきまして、前回の委員会のときに3つ
の手法の説明の中で、それ以外での整備の手法はどうかというご指摘がございま
した。その中で、例えばCATVは非常に構築費用が掛かるということを憂慮しまして、
CATVと共聴施設の改修、要は比較的投資効率のよい市街地を基本にCATVを整
備し、山間部は当面共聴施設の改修で対応し、徐々にCATVを拡大していくという手
法、これによって投資費用を当初抑えることが想定できると思います。前回、この
ことにつきまして、同じ新城市の中において、情報格差が余計に拡大するという心配、
あるいは、最初の共通認識にありますようにユニバーサルサービス、全ての市民が
平等に利益を享受するというような視点から見ると、やはり市民のコンセンサスは得
られないのではないか、という回答をしております。また、公設民営を前提で話して
おりますが、やはり税金を投入するという趣旨となると、市民のコンセンサスという観
点から難しい。であれば、投資効率のよい市街地を民設民営でという考え方もでき
ないことはないのですが、このあたりを事業者に聞いてみますと、この規模の市街地
において、民設民営ということであると採算がとれないという話も聞いております。や
はり、中心市街地と言っても、新城の状況であると、部分的なCATVの展開というの
は、相当慎重に検討しないと問題があるという感じで考えております。

それからもう1点、他の手法という意味で、共聴施設の改修に代えて、ギャップフィ
ー、要は簡易デジタル送信施設の設置ということに関して若干説明させていただきます

ます。FWAが、無線でインターネットを行うもので通信系のみの基盤ということですので、放送系も無線で対応できないのかということで考えられているのが、このギャップフィラーになります。具体的なものとしましては、資料「基盤整備の選択」の15ページをご覧くださいと、デジタル送信施設(ギャップフィラー)ということで、簡易なサテライトのようなものを作るというものでございます。また、このギャップフィラーまで光ケーブルによる伝送路が必要になりますので、ただギャップフィラー機器を設置すればテレビを見られる状況ではありません。また、共聴施設の地域においては、新たに屋根の上にアンテナを設置する必要があること、それから、ギャップフィラーから各家庭までの伝送路は不要になりますが、やはりその施設の保守管理は必要となるという意味で、共聴の形態が引き続き残っていくということがございます。法制度においては、この施設は、まだ実証実験の途中ということで、実用化には法改正が必要です。では、なぜまだ実用化されていないものをここで説明するかと言いますと、やはり今回の地上デジタル対応の関係で実用化の動きがあります。今後、いろいろなところでギャップフィラーによる地デジ対応ということが話題になる可能性がございますので、やはり若干の説明をしておいた方がいいのかなという趣旨でございます。それから、通信でありますFWAとの併用であっても、同じアンテナで両方の電波を飛ばせばいいかという、やはりそういうものではなく、周波数の性質により到達する距離・範囲も違うということで、1本の電柱に2本のアンテナを立てるだけでいいというものではないことから、なかなか効率的に設置ができないという問題がございます。現在この委員会での比較という意味では、その手法は含めておりませんが、若干、今後話題になるということもございますので、説明をさせていただきました。以上です。

委員長 前回、放送と通信を融合という形で皆さんの意見をまとめたと思いますが、その後、選択肢が（CATV）、（共聴施設の改修+ADSL）、（共聴施設の改修+FWA）のパターンが考えられる。それについて、それぞれのメリット、デメリットの説明が今事務局からありました。これについてご意見、ご質問はございますか。

委員長 では、私から質問ですが、 を行った場合の予算規模はどのくらいになるのでしょうか。

事務局 前回の資料で、平成17年当時の金額であります。ADSLは2億3千万円、FWAは6億3千万円、共聴の改修は、1組合あたり500万円から4,800万円掛かる。それで、現在試算中ですが、例えば今ある共聴施設について全面改修、要は新たな受信点を設け、一度に伝送路、アンテナを替えたらいくらになるかについて、あらあらの試算でありますけれども、トータルするとだいたい6億円前後という数字が出ております。

委員長 CATVの話に戻ると、29億円の投資をするわけですが、逆に言うと、一般庶民の考えからすると、それだけ借金をすると新城市は大丈夫なのか、あるいは、市民税に跳ね返るのではないかと、水道料が上がるのではないかと、要は生活に関わった部分に影響が出るのではないかとご心配もあるかと思いますが、その辺りについて事務局から説明していただけないでしょうか。

事務局 29億の事業というのは、確かに大きな事業と言えるわけですが、新城におい

て過去に行っていないような額の事業ではないということもございます。また、償還費用についても、有利な起債を使うことによって、交付税に上乘せということも制度的にありますので、そういうことを踏まえますと、これをもって夕張市のように破綻するというレベルのものではございません。ただ、やはり考えていかなければいけないのは、それだけの大きな事業ということになりますので、新城市の予算規模がだいたい毎年同じ状況だとすると、事業の選択としまして、この事業を優先するとすれば他の事業を若干先送りにするというような、事業の優先度という視点からの優劣ということは考えられます。税金というのは法律、条例で決まっております、これを作ったからと言って税金を上げるということは制度的にできないものですから、そういう心配はないと考えております。

委員長 何か、ご質問はございますか。

委員 先程、CATVにすると建設コスト、運営コストが高くなると受け賜ったと思いますが、公設民営によるコスト削減ということを、もう少し分かりやすく説明してください。

事務局長 お手元の「基盤整備の選択」という資料の、25ページをご覧いただきたいと思えます。「8-4運用コスト(CATV)」ということで、一般的に市が運営すると、2億5,000万円から3億円程度掛かるという試算をしたわけですが、公設民営によるコストの削減という視点の数字のものはありません。63ページをご覧いただくと、公設公営であれば、市が税金で建設し、運営も住民から利用料を徴収し運営経費に充てていくという流れになります。公設民営になりますと、63ページの上の段にありますように、施設は公設により作り、その施設を民間に貸し出すという形になります。市には賃借料が入り、それを施設を持っていれば当然かかる経費がありますので、そういった経費に充てる、できれば償還費用の一部に充てるというのがベストだと思います。一方、民間は投資コストがなく、施設を借りて住民からの利用料金でもって運営をする、かつ運営につきましては、公と違いまして、いろいろノウハウがあるということと、62ページにありますように、当然民間のノウハウの活用ということもありますし、今提案のある事業者というのは、隣接したところに放送エリアを持っている、即ち、新たに全て新城に物を作るということではなくて、今ある施設を拡張させて、非常に効率よく事業展開ができるということも含めて、全体としてコスト削減が図られるものと考えております。

委員長 よろしいでしょうか。それでは、考えられる整備手法の3つのパターンについて、それぞれの委員の方々にご意見を賜りたいと思えますが、さんが途中退席されるということですので、さんからお願いしたいと思えます。要は、から のどの手法が新城市に適していると思われませんか。

委員 から ということで、前回の委員会では3つのパターンの中で、この委員会としての意見をまとめようというお話がございました。先程、委員長からお話がありましたように、ここでの決定がそのまま即実行ということではないという話をいただきましたので、私としては、の案が今のところは適切かなと思えます。確かに、額の試算だけするとかなりの差があって、CATVでいくというのは、より不利な案なのかなと思えますが、民間の事業者が入って来たいと言っているところは、運営に係るコストは削減できる可能性があるのかなと、また、3つの民間事業者が入りたいと言ってくるという

ことは、それだけ彼らにとってはプラスの面があるといった部分があるかと思います。この間、郡上へ視察に行かせていただきましたけれど、やはり市が運営していくというのは、そこにかかりのコスト、人的なコストもありますし、撮影などいろいろコストが掛かるということは見て取れましたので、そこに民間事業者が入るとするのはプラスなのかなと思います。また、今ある既存施設の延長ということになると、光ファイバーを敷設するのはかなりお金が掛かるとは思います。そのコストに見合うだけのメリットは考えられる。 、 につきましては、確かにコストは今のところ安く見えるのですが、やはりこれから進む情報化の中では、先に見える光が少し小さいのかなと私は思います。以上、私は を選択するのがいいのかなと考えております。

委員長
委員

さん、いかがですか。
前回、見せていただいた郡上の様子を見ていて、私はインターネットなどの設備を見るような業界に10年以上いますので、そういった目で見せてもらうと、公設公営であるということが一番大きいかなと思います。やはり公設公営ですと非常に意味設備がリッチだなと、こんなにお金を掛けなくても、もっとやれるべきところがあるのではないのかなというくらい予算が掛かっていると見えるものですから、そういう意味では民間の事業者が入るとすることで、削減するべきところは削減してということやっていくのが、やはり運営費用というのは毎年毎年掛かるものですから、そういったものを削減して、なおかつ民間事業者からすれば顧客満足度を高めながら収益を上げていくという、当たり前のことですが、そういったところがうまく公設民営という形のできるのかなと、本来であれば民設民営が一番いいですけども、それができないということであれば公設民営がいいかと思います。それで、やはり 、 に関しては、どうしても市全体の平等なサービスの提供ということが非常に困難であると考えられますので、自分としては でいきたいという思いがあります。ただ、 のFWAに関しては、もしかするとCATVの光ケーブルを全地域に這わせる中で、例えばこの奥に5世帯だけ家があるわけですが、そこまでケーブルを這わすだけで2千万円掛かってしまうという話が出てきたときに、この地域に関してはFWAという組み合わせを選択した方が、費用対効果の面でいいのかなという部分もあるのですが、概ね のCATVの公設民営が一番理想なのかなと思います。

委員長
委員

ありがとうございました。 さん、いかがですか。
この3つのパターンに絞って、今までどういうメリット、デメリットがあるかという話をしてきましたが、先程もありましたが、郡上市の視察をしてきて、前回は欠席させていただいたのですが、その前まではCATVの場合は、公設公営という前提で新城市が取り組んだ場合と考えていた経緯がありまして、ここにきてシーテック、ミクス、ティーズの3社が公設民営という形で入ってくる可能性が見えてきたということは、非常に のパターンで方向性を決めてもいい話かと思いました。 、 の方法で、例えば山間部を段階的に共聴施設の改修で対応していくという方向は、現実問題として、情報格差の問題ももちろんありますし、非常に不公平感というのが出ると思いますので、やはり難しいと思います。結論から言いますと、 のCATV、公設民営ということが前提ですけども、この方法が望ましいと思います。そこで一点、後で結構ですが、この民間3社に限らず他にもあると思いますが、民営でやっていけるという感触

というか今の確度というのか、その辺の見込みのようなものが、今の段階で言える範囲で結構ですので、もしかしたら打診はあったけれどもやはり難しいというような話であれば、その辺も考慮しなければいけないと思いますので、事務局からお聞かせいただきたいと思います。以上です。

事務局長

今のところ3社について、やっていけるかというようなことを相手に聞いたことはありません。ただ、提案の中で、やはり公設民営と言っても、ルールが決まっているものではなくて、例えば、公設と言ってもどこまで公が持つのか、全部が全部公が作るのではなくて、民が民として持つべき機器等もあるものですから、それをどこまで民として持つのかという条件の問題だとか、あるいは料金設定の問題、これは加入率の見込みということもありますけれども、やはりそういうことを含めないと、明確にどうだということは民としてもそこまでは言えない、やはり条件闘争の世界ですね。ただ、一般論として投資経費を自分で持たないということは、やはり民としては非常にやりやすいというか、非常に興味があるということは言うておりますので、現時点では非常に難しいという感触はこちらとしては持っておりません。

委員長

さん、いかがでしょうか。

委員

今までのことをまとめていただきまして、ありがとうございます。私が第一に考えるのは、この自立した地域ということで、次世代へ残すのは、負担の先送りではない方がいいのかなと思います。そういう中で、こういう情報化も考えていただきたいと考えております。方法としては、市民への新たな負担もないということですので、考えていただければいいと思いますけど、極力起債なり借金を減らしていただければ、言うことはございません。ただ、CATV一本が共聴の改修を入れるかという点につきましては、町の中ですとCATVはまだ要らない、ADSLとスカパーでいくというように、いろいろ選択肢ができますが、共聴の地域の方々にとってはCATV一本にすると、そういう選択肢がなくて、テレビを見るのにもかなりのお金を払わなければいけない、その負担の割合はどのくらいのものか分かりませんが、その辺を考えてあげた方が、市民のための行政の方かなと思っております。以上です。

委員長

ありがとうございました。さん、いかがでしょうか。

委員

前回の会議を欠席しまして、申し訳ございませんでした。今のお話を聞いて、自分が考えているのは、市民の平等な、しかも同時に同じサービスを受ける権利ということを考えて、尚且つ、今後の将来のことを見据えた場合、やはりこれはCATVしかないのかと思います。それで、公設公営と公設民営という考え方で、先程から話がありましたように、公設民営となれば負担額が多少は削減できるかもしれないという試算が出ているのであれば、公設民営のCATVがベターだと思います。ただ、ここで、民間の3社が入ってくるという話ですが、それがどういう会社なのか私もあずかり知らぬところであって、例えばその財務状態はどういう状況なのか、今までどんなことをしてきたのか、経営状態による今後の展望は、その会社はどう考えているのかというような、やはりきめ細かな調査をしてからでないとい、この会社だねと決められないと思います。当然、今後そういうことはやっていくのしょうけれども、その辺をお願いしたいと思います。それと、やはり民間が入るといことは、いわゆる経営の状態によって、例えば今までの負担額がまた更にアップするだとか、当然その機器の保守につ

いては、どこまで市がやってどの辺を民間がやるのか分かりませんが、その辺の細かい決め事によって、若干でも金額が変わってくる、安くなればそれに越したことはないですが、テレビを見るためにこれだけお金を払うんだよという認識を、今まででってないはずですから、それに関して急に民間が入ってきたことによって、保守修繕にこれだけお金がかかりました、負担が増えますよなんていう話にならないような、いわゆる10年、20年先のシミュレーションも考えて負担額のことを考えていただきたいと思います。まあ、基本は、市民が同時に同じサービスを受けられるということを前提にして考えていただきたいなと思います。以上です。

委員長
委員

ありがとうございました。　　さん、いかがですか。

結論的には、　　のCATVをこの委員会としては、また情報化計画としては、この方向でいくのがベターかなと思っております。前回も申し上げたとおり、実用的に我々の組合でも高齢化が進んでおりまして、それを如何に受け入れてもらえるかというのは定かではありません。ただ一つ、既にデジタルが出されておりますので、私どもの組合の中でも自分でテレビを換えられて、デジタル放送を受けておられる方もおり、今までもきっと電波の状況が良かったところだと思いますけれども、30戸ぐらいの組合の中で、先日2戸ほど脱退をされた。そうなってくると、共聴を直す500万というお金を負担していくということは、とても大変なことだし、後々も共聴施設はいずれまた老朽化が来ると更新していかなければならない、そこらを考え合わせると、やはりもうこの際、その受け入れ状況はあるとしてもCATVへいった方がいいのかなと、それともう一つ、先程の当面市街地だけというのは、これはもう是非ともこの考え方では行かずに、やはり先程言われたように全市民に同じサービスを提供できるということで考えていただきたいと思います。

委員長
委員

ありがとうございました。　　さん、いかがでしょうか。

今までずっと出席させていただきまして、まあやはり市民の全てがこの利益を享受することが大前提だと思いますし、そういうことになると、今までの会議の経過からして、やはりCATVによるのがベストかなという気はしますが、何と言いましても、今　　さんもおっしゃいましたけれども、私のところは共聴施設なんですね。それで、非常に技術的な面を心配する人と、コストについての心配をする人と、それを合わせ持っている人たちと渾然^{こんぜん}一体^{いつたい}となっていますけれども、やはり一番のウイークポイントは、コストの面だと思いますね。公設民営ということで、ちょっと質問させていただきましたが、今共聴というのは、実はNHK協力のもとで、地元の共聴組合がこれを運用・管理しているわけですね。こういうパターンが将来どうなっていくのか、全面改修をすると6億だとかということを先程お聞きしましたが、その移行時期ですね。今のアナログからデジタルに変わっていく移行期間の間はどうなるんだとか、いろいろと噛み砕いたレクチャーをしていかないと分かってもらえません。かなり地元も高齢化しておりますね。だから、技術的なことは、我々がいろいろお聞きして、それでも私はまだ皆さんの域には達しておりませんが、それでもなんとか地上デジタルまでには、全体のスタンスを協議しなければいけない。当然これは国策であるのだから、公設公営ということではだめなのかという声もあります。公設民営によってコスト削減を図ることが、事務局からもお聞きしましたけれども、ルールはまだ決まっていない。公がど

こまで踏み込んで、民がどこまでやるのかというような不安な面もあります。今の段階では、まだ時間があるからそこまでは説明することはないかもしれませんが、追々時間を掛けてこの話を浸透させていかないと、いざその近くなって、土壇場になってバタバタされても困るんですね。組合としてもね。国策である以上は、もっと公が突っ込んだ運営をするべきじゃないかという話も少しは出ています。だから、その辺ももう少し踏み込んだ話を、これからになるかと思いますが、おおよその理解はできましたが、これを今私が帰って機会ごとに説明しても、納得してもらえる内容には至らないと思います。ですから、まだルールは決まってないとお聞きしましたが、公設民営によってコスト削減というところを、もう少し分かりやすく共聴組合の高齢者の方に説明できるようなことを、追々やっていただければありがたいと思います。民営でやれば民間に設備を貸し出して、その貸出料で賄うとか、一般の受益者が使用料を払って補っていくのだとか、というような話をしても、今の共聴組合はどうなっていくの、わずかながら組合としての保有金があるわけですね。それは、どの程度それに役立つのかだとか、それを補填するには我々はどうすればいいのかだとか、というような踏み込んだ話になってくると思うので、いろいろ技術的な話もありますが、山間へき地で新城市の一番はずれの方ですから、いろいろレクチャーも苦労するという気がしますね。だけど、総体的にはCATVでやるのがベターではないかと思えますね。

委員長 公設民営について、事務局から何かありますか。

事務局長 おっしゃるとおり、公設民営のメリットというものをもっと具体的につめていかなければいけないという気はしております。現在において、あくまで情報化計画を作るという段階で、相手に対して条件闘争に入るというようなタイミングでもないものですから、やはりこれで計画ができ、実際に事業化という流れの中で、ここらあたりをしっかりとめて共聴組合の方々への説明を当然やることとなりますので、その点を配慮しながら今後進めていく必要があると考えておりますので、よろしく願います。

委員長 皆さんの意見を賜りました。それで、基本的にユニバーサルサービス、要は新城市民であれば同じサービス、同じ情報を提供できるような基盤整備ということになると、皆様のご意見では、CATV、公設民営というのが一番多かったように感じますが、この委員会の意見としまして、事業化に移るかどうかは冒頭に申しましたように別として、公設民営でのCATVというような方向でよろしいでしょうか。意見を伺いたいと思います。よろしければ、拍手でお願いしたいと思います。

各委員 (拍手)

委員長 それでは、この委員会の意見としましては、皆さんからいただいた意見、それからご心配な点というのは意見書にまとめまして、次回提言書(案)というものを皆さんにご提示できればと思います。

それでは、引き続きまして、2番目の地域情報化計画(案)の説明に移りたいと思います。

事務局長 第2回目の委員会から、情報化計画の文案ということで随時お示しさせていただきましたが、今回全体をお示しさせていただいております。ただ、先程ご検討いただきました情報基盤整備につきまして、それがうまく加味されていないものですから、途中

完全な形ではない格好となります。まず、目次ということで、当初第8章まで予定しておりましたが、現在第6章6.2「情報システムの管理運営体制」を一つの章として考えておりましたが、これを第6章の推進に向けた体制という中で一括して記載しましたので、章がずれております。資料をめくっていただきまして、1ページが第1章「情報化計画の位置付け」でございます。更にめくっていただきまして、3ページが第2章「地域情報化の施策」ということで国あるいは県の施策、このあたりは以前お示した内容で、大きな修正はございません。次に、8ページになります。第3章「地域情報化の現状と課題」でございますが、情報基盤の現状としてブロードバンド、あるいは10ページにいきますと共聴受信世帯の状況、これは今県が調査をしているような状況も含めて記載されております。それから、11ページ、12ページについても、以前にお話させていただいた内容でございます。ただ、13ページで、情報基盤ではないのですが、やはり現状という意味で、今新城市役所においてどのようなシステムが稼働しているかというものを若干まとめてございまして、国の重点計画2006における今後の見通しというようなことも合わせながら若干記載してございます。第3章につきまして、大きな変更は以上でございます。次に24ページ、第4章ということでございまして、構成等につきましては前回と同様ですが、28ページをご覧くださいと、情報化の推進方向と施策ということで、若干ここは整理させていただいております。前回ですと、4.3と4.4が同じような内容が重複して記載されておりました。それから、前回ですと4.4で、想定される具体的なシステムが全て記載されているような内容になっておりましたので、見方によっては全て導入するのかといった誤解が生じる恐れもございましたので、ここでの記載を避けて、第5章で整理することとしております。内容的には大きな違いはございません。次に32ページ、第5章となります。先程の公設民営によるCATVという結論の前の状況でありますので、この5.1については、若干中途半端な終わり方になっております。まず、32ページから始まりまして42ページまでは、それぞれの機能、あるいは目的の区分に応じて、その比較ということで検討させていただいたわけですが、それらがここに記載されております。43ページをご覧くださいと思います。一般的な機能面における比較に加えまして、新城の課題と構築手法の比較を行ってみると、この表のとおり、テレビの難視聴問題、インターネットの問題、携帯電話、地域公共ネットワークの整備という課題をクリアしようとするとCATVが優位になっているという結果となっております。それらを踏まえまして、44ページに簡単なまとめになりますけれども、情報通信基盤整備というのは、目的や機能において様々な手法があります。ただ、基盤としての優位性なり新城の課題という視点から言うと、やはりCATVが最も適した結果となっております。それ以外にも、組み合わせによる比較検討が考えられるが、やはりその差もあり、かつ生じる成果というのも非常に異なっているということで、これは前回までのまとめになりますけれども、CATVについて実際に実現可能かどうかという検討を行うことが適当と考えられる、ということで基盤整備が終わっております。それで、今急きょお配りしたのが、章立てがされていない「CATV事業の検討課題」、これが先程の続きに加わっていくという形になろうかと思います。まず、1ページにCATVのメリット、あるいはこの地域におけるCATVの普及状況を簡単にまとめてございます。2ページ

に移りますと、事業主体の比較検討ということで、公設公営から民設民営までのまとめ、4ページにいきますと、それぞれのコストサービス内容等の比較がなされており、表の一番下の利用料金設定では、右から2番目の公設民営はやはり民主導ということ、このあたりはしっかりと留意して考えていかなければいけないというような内容が記載されております。それから、2.2インフラ整備手法ということで、これも前回までの委員会の中で話題になった記憶がございますけれども、CATVの中でもFTTH、全てを光ケーブルでやるのか、それともHFC、部分的に光ケーブルでやり、各家には同軸ケーブルで引く、これは今のCATVの主流ではありますけれども、公設ということを考える上では、どちらの手法でいくかということも重要な判断になるかと思えます。6ページにいきますと、それぞれの手法の比較ということで、従前でありましてFTTHは構築費用が非常に高いというようなことで、やはり公設でCATVを構築する場合でもHFCを選択するというような事例もございました。最近でもございます。ただ、ここでの比較の結論としましては、7ページにございますように、若干HFCの方が安いということは言えますが、やはり機能面、将来的な問題等を総合的に判断しますと、FTTH方式が優位ではないかと結論づけております。このコスト面においては、6ページに戻りますけれども、FTTHのイニシャルコストの欄をご覧いただきたいと思えます。伝送路設備は安価になってきたものの、宅内機器、要は各世帯へ引くときに、やはりHFCと比べるとFTTHは個人負担が大きくなる可能性があるということ、ただ、これも最近相当下がってきているということで、この辺の見極めが非常に難しいわけですが、こういった面の問題はあるということも指摘できるのではないかと思います。結果としまして、7ページになりますが、この地域の情報格差を是正するというためにもCATV事業は有効な手段である、ただしCATV事業はコストの面が非常に大きい、ただそれを上回る効果も期待できるということも総合的に考え、先程の検討結果も踏まえまして、市内全域に光ファイバーによる情報通信網を整備して、その上にCATVあるいはインターネットの事業を展開する、ただ事業運営については、民間活力を積極的に活用するなど、効率性を追及し、将来にわたり安定した運営を目指す、というような形でまとめようかと思っております。また元の資料に戻っていただきまして、45ページにこの続きになります情報システムの整備という項目になります。これは、アプリケーションの検討になるわけですが、先程のCATVをもし整備した場合であれば、それ自体でテレビの問題、インターネットの問題等を含めまして、情報格差の是正に大きく貢献できるわけですが、やはり行政サービスの向上という視点からも、住民の意向も踏まえてアプリケーションを提供するというように考えております。次の46ページ、あるいは47ページには、17年に行いました住民ニーズ調査において、各分野のどのような情報の提供を望まれているかというようなことを記載してございます。こういう住民の意向、あるいは国の重点計画を見ますと、やはり人材育成の観点から学校のIT化ということ、それから市民の利便性の向上につながるシステムというようなものを基本に考えております。47ページから48ページに、そのような情報提供システム、あるいは教育ネットワークシステム、また市民の利便性向上ということでワンストップサービス等のシステムを抽象的に記載してございます。この辺は、あまりシステム自体先進的なものを想定しておりません。やはり、

先進的なものが実際使われなかったという事例も聞きますので、他の自治体の利用状況等もしっかり踏まえて、利用頻度の高いものをアプリケーションとして段階的に導入するということになるかと考えております。48ページ、49ページには、前回第4章で記載しました新市まちづくり計画において想定できるシステムの一覧がございますが、これを全て導入するということは現実的にはないものですから、この中から住民ニーズに応じて、情報推進体制の中で検討し段階的に導入ということが想定されます。それから、51ページにあります情報拠点整備ということで、ケーブル網が整備されますと、支所なり学校、コミュニティ施設など、52ページにあるような81箇所の公共施設がネットワーク化されるということが想定されます。これらがネットワーク化されるというだけではなく、ネットワーク化されることによって、それぞれの拠点、施設において行政サービスの提供の場ということにもなりますし、行政情報、地域情報など様々な情報を共有する場所、あるいは、その情報を基に人が集まり地域のコミュニティの活性の場となっていくということが想定されております。過疎化、あるいは高齢化が進むこの地域において、やはり情報化というのは距離という制約を解消するという非常に大きな役割を果たしているわけですので、そのようなことへの活用、要は、単に情報の拠点ということではなくて、その地域の拠点としての位置づけをし、推進していくということが考えられると思います。53ページ以降は、補助金のことが若干制度的なものとして整理されております。次に、59ページの第6章は、情報化計画をこれからどのように推進していくのかという体制を中心に記載されております。現在、新城市において、全庁的に情報化を推進するという組織はございません。ただ、情報化の推進というのは、特定の部局が担当するものではなくて、この6.1.1にございますように、然るべき役職、市長あるいは助役がトップになって、部局を横断して全庁的な施策を展開するということが求められるべきということで、この辺を踏まえて今後計画を推進する体制をとり実行していきたいという計画、あるいは60ページには、行政の情報化だけでなく地域の情報化はどうするのかということになりますと、やはりこれも住民あるいは学識経験者等も含めた情報化に関する組織の設置が必要ではないかということが記載されております。次に、61ページですが、CATVも含めましていろいろなシステムを市が持つ、あるいは管理するという場面が当然想定されます。その管理運営体制に関することが記載されております。ご案内のとおり、情報基盤の技術の進歩というのは、非常にめまぐるしいということもあります。また、効率的な運用という観点からも、職員が勉強してそれに対応するなり、人事異動でまた一から勉強するというようなことは、非常に非効率的な考え方になるかと思っておりますので、やはりこの辺はアウトソーシング、外部委託を積極的に行って効率的な運営を図るべきということがまとめられております。あとは、64ページに「実現に向けた行動計画」ということで、情報基盤の整備あるいはアプリケーション、それから66ページにあります情報推進体制の整備というものが未完成でございます。基盤の整備が、どういう結論になるかということがございましたので記入してございますませんが、やはり平成23年の地デジの問題もございまして、今後5年間、やはり早い段階での事業展開をと考えております。これは次回までに作成し、お示しいたと考えております。以上で、計画案につきましての説明を終わります。

委員長
委員

ただいまの説明に関しまして、ご質問、ご意見等ございますか。

少し話が戻る部分もあるかもしれませんが、この間この会の後に新聞に大きく記事が載りました。その後、実はある方から、委員会に行っているということで質問をされたのですが、コストというところが非常に大切だということで、そのコストの計算をできるだけきっちりとやってほしいと、それから、先程事業者の中に第三セクターというのが2社入っていましたけれども、やはり第三セクターが必ずしもいいというわけではない。むしろ、全国には第三セクターだと厳しい経営状況にあるというところがかかなりあるというのをニュースで見ましたけれども、そういったことで事業者の選定に対しては、非常に厳しい目を向けてほしいというのが一つ、それを踏まえて、やはりコストの計算でもこの間の新聞記事だと、かなりあまいのではないかという指摘をいただきました。私も郡上八幡に視察に行ってお話を聞いた時には、やはりこれからどうなっていくのかという試算のところまで私たちに見せる必要はないのかもしれませんが、そういったところが少し不安ではあったので、今回こういう方向でCATVという一つのこの委員会の案として出すということで、これからはコストの面で市民からの納得が得られるかということが重要であるということ、最後今回の意見として付けさせていただきます。今のこの計画(案)に関しましては、次回出てくる部分もあるかと思えますので、そのときに意見を言わせていただきます。

委員長
委員

それでは、他にご意見、ご質問はありますか。

計画(案)の30ページの住民参加と協働のまちづくりのところ、私ではありませんが、協働の捉え方というか、これは単なるサービスではないかということで、文章的に、内容的に、住民参加なり協働ということが新城市の流行みたいに取り上げられていますけれど、住民参加なり協働というのは、住民と行政が対等以上という関係を目指したいのではないかと思います。これを見ると行政参加となっています。また、書かれている内容についても、これは前回はサービスシステムというような言葉でしたけれど、今回もシステムというような言葉で統一されておりますが、単なる住民サービスかなと考えておりますので、もし直るようでしたら直していただきたいと思えます。

事務局長
委員長

はい。検討させていただきます。

その他、ご意見、ご質問はありますでしょうか。

それでは、今委員からも意見が出たように、コスト面でのシミュレーションなりなんなりを、次回説明をしていただきたい。その辺りを考えていただくということで、一応、この会の意見としては、先程皆さんに賛同していただきましたように、CATVの公設民営化ということで考えていきたいと思えます。それで、皆さんのご心配な点、例えば運用をどうするかとか、いろいろ様々な心配な点がございまして、それは意見書の中でまとめて提案したいかと思えます。とりあえず、本日の議題は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

それでは、次回の予定について事務局からお願いします。

事務局長

次回の日程でございますけれども、文案等もある程度固まっております。毎回、ひと月に一回ということでございましたが、今回は2週間後を考えております。10月26日(木)の午後5時30分、会場もこの場所だと予定しておりますが、いかがでしょう

か。

全委員
事務局長

(了承)

それでは、次回は10月26日(木)の午後5時30分、会場はこの会議室ということで
よろしく申し上げます。

委員長

では、本日はどうもありがとうございました。

[午後6時45分閉会]